

(参考) 自殺防止対策事業公募要綱 新旧対照表

平成26年度	平成27年度(案)
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年度</u>自殺防止対策事業公募要綱</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 補助対象事業</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>次の全ての要件を満たす団体であること。</p> <p>ア. 全国事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティアで自殺防止対策を行う民間団体であること。・原則として、全国規模の自殺防止対策に5年以上の活動実績があり、公益法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人格を有すること。(ただし、厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。)・<u>全国の30以上</u>の都道府県に活動拠点を有していること。 <p>イ. (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア. 次の全ての要件を満たす事業であること。</p> <p>(ア) 全国事業</p> <ul style="list-style-type: none">・自殺防止対策に資する取組であること。(例) 自殺予防のための電話相談、自死遺族のケア 等・創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な取組であること。・営利を目的としない事業であること。・<u>全国の30以上</u>の都道府県で行われる活動であること。 <p>(イ) (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 予定補助事業数</p> <p>本事業における補助事業数は、全国事業については若干事業、先駆事業については<u>約10事業</u>の予定である。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>平成27年度</u>自殺防止対策事業公募要綱</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 補助対象事業</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>次の全ての要件を満たす団体であること。</p> <p>ア. 全国事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティアで自殺防止対策を行う民間団体であること。・原則として、全国規模の自殺防止対策に5年以上の活動実績があり、公益法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人格を有すること。(ただし、厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。)・<u>全国30以上</u>の都道府県に活動拠点を有していること。 <p>イ. (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア. 次の全ての要件を満たす事業であること。</p> <p>(ア) 全国事業</p> <ul style="list-style-type: none">・自殺防止対策に資する取組であること。(例) 自殺予防のための電話相談、自死遺族のケア 等・創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な取組であること。・営利を目的としない事業であること。・<u>全国30以上</u>の都道府県で行われる活動であること。 <p>(イ) (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 予定補助事業数</p> <p>本事業における補助事業数は、全国事業については若干事業、先駆事業については<u>約15事業</u>の予定である。</p>

4. 補助経費等

経費の補助については、別に定める「自殺防止対策事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。

なお、交付要綱における主な規定については以下のとおりである。

(1)～(2) (略)

(3) 補助対象経費

補助対象経費については、平成26年4月1日又は採択の決定日のいずれか遅い日から平成27年3月末日までの間に支出された諸謝金、賃金、国内旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費とする。

また、上記対象経費以外の経費は原則認められないが、活動上やむを得ず必要な場合については事業計画書提出時に理由書を添付すること。

詳細については別添2「対象経費解説」を参照のこと。

5. (略)

6. 応募方法

全国事業又は先駆事業を問わず、1団体1事業のみの応募とする。

(1) 全国事業

ア. 提出書類

(ア) (略)

(イ) その他

所管官庁に提出している定款（寄付行為）、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が平成25年度に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。

また、提出書類は（ア）の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。

イ. 提出先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「厚生労働省」という。）に、上記ア. の（ア）及び（イ）を平成26年1月14日までに提出すること。

4. 補助経費等

経費の補助については、別に定める「自殺防止対策事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。

なお、交付要綱における主な規定については以下のとおりである。

(1)～(2) (略)

(3) 補助対象経費

補助対象経費については、平成27年4月1日又は採択の決定日のいずれか遅い日から平成28年3月末日までの間に支出された諸謝金、賃金、国内旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費とする。

また、上記対象経費以外の経費は原則認められないが、活動上やむを得ず必要な場合については事業計画書提出時に理由書を添付すること。

詳細については別添2「対象経費解説」を参照のこと。

5. (略)

6. 応募方法

全国事業又は先駆事業を問わず、1団体1事業のみの応募とする。

(1) 全国事業

ア. 提出書類

(ア) (略)

(イ) その他

所管官庁に提出している定款（寄付行為）、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が平成26年度に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。

また、提出書類は（ア）の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。

イ. 提出先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「厚生労働省」という。）に、上記ア. の（ア）及び（イ）を平成27年1月21日までに提出すること。

(2) 先駆事業

ア. 提出書類

(ア) (略)

(イ) その他

所管官庁に提出している定款（寄付行為）、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が平成25年度に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。

また、提出書類は（ア）の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。

イ. 提出先

都道府県等の自殺対策主管課に、上記ア. の（ア）及び（イ）を平成26年1月6日までに提出すること。

なお、応募を受理した都道府県等は、推薦の可否を判断の上、推薦すべきと認められる場合には、推薦理由を記載した推薦書を添付し、応募書類と合わせて厚生労働省に平成26年1月20日までに提出すること。

7. 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省に設置する本事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が書面による一次審査及びヒアリングによる二次審査を行い、採択事業を決定する。

二次審査については、原則として、所要額が2,000千円以上の場合（但し一次審査を通過しない事業計画は除く）又は評価委員会が特に必要と認める場合に、応募者は、評価委員会において応募内容に関する説明を行うものとする。

二次審査は平成26年2月頃に予定しているが、これに係る経費については補助対象としないので注意すること。

応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

(2) 先駆事業

ア. 提出書類

(ア) (略)

(イ) その他

所管官庁に提出している定款（寄付行為）、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が平成26年度に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。

また、提出書類は（ア）の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。

イ. 提出先

都道府県等の自殺対策主管課に、上記ア. の（ア）及び（イ）を平成27年1月13日までに提出すること。

なお、応募を受理した都道府県等は、推薦の可否を判断の上、推薦すべきと認められる場合には、推薦理由を記載した推薦書を添付し、応募書類と合わせて厚生労働省に平成27年1月27日までに提出すること。

7. 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省に設置する本事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が書面による一次審査及びヒアリングによる二次審査を行い、採択事業を決定する。

二次審査については、原則として、所要額が2,000千円以上の場合（但し一次審査を通過しない事業計画は除く）又は評価委員会が特に必要と認める場合に、応募者は、評価委員会において応募内容に関する説明を行うものとする。

二次審査は平成27年2月頃に予定しているが、これに係る経費については補助対象としないので注意すること。

応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. (略)

9. 事業実績報告
国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に平成27年4月10日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

10. ～12. (略)

別添1
自殺防止対策事業の手続きの流れ
(全国事業の厚生労働省への応募提出期限) 1月14日まで
(先駆事業の都道府県等への応募提出期限) 1月6日まで
(都道府県等から厚生労働省への推薦期限) 1月20日まで

別添2 (略)

様式1～3 (略)

様式4
① ～ ⑤ (略)
⑥ (先駆事業のみ) 実施事業について先駆的と判断する点
※前年度実施団体については、前年度と比較しての先駆性も記入すること。

8. (略)

9. 事業実績報告
国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に平成28年4月11日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

10. ～12. (略)

別添1
自殺防止対策事業の手続きの流れ
(全国事業の厚生労働省への応募提出期限) 1月21日まで
(先駆事業の都道府県等への応募提出期限) 1月13日まで
(都道府県等から厚生労働省への推薦期限) 1月27日まで

別添2 (略)

様式1～3 (略)

様式4
① ～ ⑤ (略)
⑥ (全国事業のみ) 実施事業の変更点及び改善点
※前年度実施団体については、記入すること。

⑦提出予定の成果物

(「事業計画」記入上の留意事項)

(7) ⑥「実施事業について先駆的と判断する点」については、先駆事業について、どのような部分が先駆的な事業であると考えているのかについて、具体的に記入すること。

なお、前年度に本補助金の交付を受けている団体については、前年度の事業と比較しての先駆性についても、あわせて記入すること。

(8) ⑦「提出予定の成果物」については、事業実績報告書提出時に提出を予定している活動に関する成果物があれば記入すること。

様式5・6 (略)

⑦ (先駆事業のみ) 実施事業について先駆的と判断する点

※前年度実施団体については、前年度と比較しての先駆性も記入すること。

⑧提出予定の成果物

(「事業計画」記入上の留意事項)

(7) ⑥「実施事業の変更点及び改善点」については、前年度と比較して変更した部分及び改善した部分を明確に記入すること。

(8) ⑦「実施事業について先駆的と判断する点」については、先駆事業について、どのような部分が先駆的な事業であると考えているのかについて、具体的に記入すること。

なお、前年度に本補助金の交付を受けている団体については、前年度の事業と比較しての先駆性についても、あわせて記入すること。

(9) ⑧「提出予定の成果物」については、事業実績報告書提出時に提出を予定している活動に関する成果物があれば記入すること。

様式5・6 (略)